

「雇用のジェンダー格差」是正に向けた均等法改正へ

なかじま みちこ
中島 通子

雇用されて働く女性は年々増え続け、2004(平成16)年には2,203万人、雇用者総数の41.1%を占めるようになった。ところが増え続けているのは、パート、アルバイト、契約社員、派遣スタッフなどさまざまな名前で呼ばれる非正規雇用の女性たちで、女性雇用者の半数を占める。しかも、正規雇用と非正規雇用の賃金格差は、年々拡大している。そのため、働く女性が増えたと言っても、賃金をはじめとする労働条件のジェンダー格差は拡大しているのである。

1986年に男女雇用機会均等法が施行され、1999年改正均等法が施行されたにもかかわらず、なぜ雇用のジェンダー格差は拡大したのだろうか。

それは法律に不備があるとともに、根本的な問題として「男は仕事、女は家事・育児を担ったうえで外で働く」という性別役割分担＝ジェンダー秩序が変わらないまま、男並みに働く女性だけが引き上げられる構造になっているからである。

国際批判もあって、均等法の第2次改正が審議され、労働側は、①目的と理念に「仕事と生活の調和」を明記、②間接差別禁止を明記、③妊娠・出産による不利益取扱いの禁止などを要求し、パート労働者たちも、雇用形態による差別を間接差別として禁止してほしいと運動してきた。ところが、昨年12月27日に出された厚生労働省の労働政策審議会の建議は、「仕事と生活の調和」を見送り、間接差別を規定するが、その内容はきわめて狭い3つに限定され、パート差別などは全く対象外とされている。これでは「雇用のジェンダー格差」は是正されない。

均等法の改正案は今年の通常国会に上程される。多くの皆さんが注目し、意見を述べてほしい。

■プロフィール 1967年より弁護士。「働く女性のための弁護士」共同代表。「均等待遇アクション2003」呼びかけ人。「東京弁護士会両性の平等に関する委員会」委員。日産自動車・男女差別定年制、昭和シェル石油・男女差別賃金などの裁判を担当。均等法改正やILO家族的責任条約批准運動に取り組んできた。現在はパートや派遣で働く女性と正社員との均等待遇を実現する運動に取り組んでいる。著書に『女が働くとき読む本』『女が働くこと生きること』等、多数。